

# 兵庫県後期高齢者医療広域連合公印規則

平成19年2月1日

規則第2号

(目的)

第1条 兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の公印の取扱い等に関し別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印の定義)

第2条 「公印」とは、庁名又は職名をもって発する公文書に用いる印章をいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、書体、寸法、ひな型及び公印管守者（以下「管守者」という。）は、別表のとおりとする。

(公印の保管等)

第4条 管守者は、公印を慎重に取り扱い、盗難、紛失、不正使用等の事故がないよう十分注意しなければならない。

2 管守者は、公印の盗難、紛失、不正使用等の事故があったときは、直ちに、そのてん末を広域連合長に報告しなければならない。

(公印台帳)

第5条 公印を登録し、整理するため、総務課に公印台帳（別記様式）を置く。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第6条 管守者は、公印を新調、改刻又は廃止するときは、総務課長に合議の上、広域連合長の決裁を受けなければならない。

2 管守者は、公印を新調又は改刻したときは、総務課長を経て、公印台帳に登録しなければならない。

3 管守者は、改刻又は廃止して不要となった公印は、総務課に引き継ぎ、5年間保存しなければならない。

4 前2項による登録及び引継ぎは、事実発生後5日以内に終了しなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印を使用するときは、押印を要する文書に決裁済みの文書を添えて、当該管守者に提示し、承認を受けなければならない。

2 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由により当該管守者の承認を受けたときは、この限りでない。

(印影等の印刷)

第8条 公印の印影又はその縮小したもの（以下「印影等」という。）を印刷しようとするときは、当該管守者に合議しなければならない。

2 前項による印影等の原版は、管守者が保管するものとする。

(電子公印)

第9条 電子計算機を利用して公印を押すべき文書を作成するときは、当該電子計算機に記録した公印の印影等（以下「電子公印」という。）を出力することにより、公印の押印に代えることができる。この場合において、総務課長に合議の上、事務局長の決裁を受けなければならない。

2 電子公印を使用する事務の主管課長は、不正使用その他事故を防止するため、当該電子公印について適切な管理等を行わなければならない。

(広域連合以外の者による印影等の使用)

第10条 公印の印影等を広域連合以外の者に使用させるときは、総務課長に合議の上、事務局長の決裁を受けなければならない。

2 公印の印影等を広域連合以外の者に使用させる事務の主管課長は、不正使用その他事故を防止するため、印影等を使用する者に対し、適切な管理を行わせなければならない。

(公印取扱い調査)

第11条 総務課長は、公印の取扱いについて必要があると認めるときは、適時調査することができる。

2 前項の規定により必要があると認めるときは、当該公印に関する報告を求め、又は参考書類の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中兵庫県後期高齢者医療広域連合会計管理者之印に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)


2 平成19年3月31日までの間、別表兵庫県後期高齢者医療広域連合出納員之印の項及び兵庫県後期高齢者医療広域連合出納員領収印の項中「会計管理者」とあるのは「総務課長」とする。

附 則 (平成19年9月26日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな型	管守者
兵庫県後期高齢者 医療広域連合之印	れい書体	方 24	兵庫県後期 高齢者医療 広域連合 之印	総務課長
兵庫県後期高齢者 医療広域連合長之 印	れい書体	方 24	兵庫県後期 高齢者医療 広域連合長 之印	総務課長
兵庫県後期高齢者 医療広域連合長職 務執行者之印	れい書体	方 24	兵庫県後期 高齢者医療 広域連合長 職務執行者 之印	総務課長
兵庫県後期高齢者 医療広域連合長職 務代理者之印	れい書体	方 24	兵庫県後期 高齢者医療 広域連合長 職務代理者 之印	総務課長
兵庫県後期高齢者 医療広域連合副広 域連合長之印	れい書体	方 24	兵庫県後期 高齢者医療 広域連合副 広域連合長 之印	総務課長
兵庫県後期高齢者 医療広域連合会計 管理者之印	れい書体	方 21	兵庫県後期 高齢者医療 広域連合 会計管理者 之印	会計管理者
兵庫県後期高齢者 医療広域連合事務 局長之印	れい書体	方 21	兵庫県後期 高齢者医療 広域連合 事務局長 之印	総務課長

<p>兵庫県後期高齢者 医療広域連合出納 員之印</p>	<p>れい書体</p>	<p>方 2 1</p>	<p>兵 庫 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 出 納 員 之 印</p>	<p>会計管理者</p>
<p>兵庫県後期高齢者 医療広域連合出納 員領収印</p>	<p>れい書体</p>	<p>直径 2 5</p>		<p>会計管理者</p>

